

議案の概要と審議結果（賛成…○、反対…×）

党派略称

自 民=自由民主党新宿区議会議員団
共 産=日本共産党新宿区議会議員団
主 権=区民主権の会
花マル=新宿区議会花マルクラブ

公 明=新宿区議会公明党
民無ク=民主・無所属クラブ
社 会=社会新宿区議会議員団

○平成25年第3回定例会（9月19日～10月16日）

| 議案名 | | 概要 | 自民 | 公明 | 共産 | 民無ク | 主権 | 社会 | 花マル | 議決結果 |
|-----------------|--|---|----|----|----|-----|----|----|-----|------|
| 予算 (4件) | 平成25年度新宿区一般会計補正予算(第5号) | 補正予算額:10億787万5千円、補正後予算額:1,380億7,426万円 補正の理由:民間保育従事職員の処遇改善への支援事業に要する経費、民間保育サービス従事職員の保育士資格取得支援事業に要する経費、中等度難聴児への補聴器購入費用補助事業に要する経費、夏目漱石記念施設整備基金等への寄附金の積立、国・都支出金の収入超過に伴う返納金、国民健康保険の療養給付費等負担金の決定等に伴う繰出金の増、後期高齢者医療特別会計保険料軽減措置繰入金金の減額に伴う減、財政調整基金積立金、社会資本等整備基金積立金等を計上 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| | 平成25年度新宿区国民健康保険特別会計補正予算(第2号) | 補正予算額:3億8,173万1千円、補正後予算額:358億3,003万4千円 補正の理由:国庫支出金・療養給付費等交付金・都支出金の収入超過に伴う返納金を計上 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| | 平成25年度新宿区介護保険特別会計補正予算(第1号) | 補正予算額:3億8,786万8千円、補正後予算額:224億4,855万6千円 補正の理由:介護給付準備基金積立金、国庫支出金・支払基金交付金・都支出金の収入超過に伴う返納金、第1号被保険者保険料の過誤納還付金額確定に伴う減等を計上 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| | 平成25年度新宿区後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) | 補正予算額:2,257万4千円、補正後予算額:63億3,932万6千円 補正の理由:後期高齢者医療保険料負担額確定に伴う広域連合への保険料等納付金等を計上 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 決算 (4件) | 平成24年度新宿区一般会計歳入歳出決算 | 歳入:1,322億5,559万2,507円 歳出:1,288億4,111万915円 差引額:34億1,448万1,592円 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × | ○ | 認定 |
| | 平成24年度新宿区国民健康保険特別会計歳入歳出決算 | 歳入:349億7,776万6,374円 歳出:345億9,705万4,737円 差引額:3億8,071万1,637円 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × | ○ | 認定 |
| | 平成24年度新宿区介護保険特別会計歳入歳出決算 | 歳入:204億2,064万8,217円 歳出:200億1,994万111円 差引額:4億70万8,106円 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × | ○ | 認定 |
| | 平成24年度新宿区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 | 歳入:60億2,011万4,227円 歳出:59億9,413万4,316円 差引額:2,597万9,911円 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × | ○ | 認定 |
| 区長提出議案 (25件) | 新宿区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例 | 「地方税法」の改正に伴い、延滞金の割合を引き下げる。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| | 新宿区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 | 区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の退職手当の支給割合を引き下げる。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | 可決 |
| | 新宿区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」、「大規模災害からの復興に関する法律」の施行等に伴い、区に派遣された他の地方公共団体等の職員に対する「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」と「災害派遣手当」の支給に関する事項を定める。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| | 新宿区特別区税条例の一部を改正する条例 | 「地方税法」等の改正に伴い、延滞金の割合を引き下げる等所要の改正を行う。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| | 新宿区介護保険条例の一部を改正する条例 | 「地方税法」の改正に伴い、延滞金の割合を引き下げる。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| | 新宿区保健センター設置に関する条例の一部を改正する条例 | 1 条例名を「新宿区保健センター条例」に改める。 2 四谷保健センターの移転に伴い、その位置を変更する。(四谷4-17→三栄町25) 3 四谷保健センターに集会室及び多目的室を設けることに伴い、使用料等必要な事項を定める。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 条例の改正 (13件) | 新宿区立区民健康センター条例及び新宿区一般事務手数料条例の一部を改正する条例 | 「区民健康センター」内の訪問看護ステーションが「(仮称)四谷保健福祉施設・清掃センター」内へ移転することに伴い、所要の改正を行う。 1 「新宿区立区民健康センター条例」の訪問看護ステーションに係る規定を削除する。 2 「新宿区一般事務手数料条例」に訪問看護手数料に関する規定を加える。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| | 新宿区国民健康保険条例の一部を改正する条例 | 「地方税法」の改正に伴い、延滞金の割合を引き下げる。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| | 新宿区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 | 「地方税法」の改正に伴い、延滞金の割合を引き下げる。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |

| 議案名 | | 概要 | 自民 | 公明 | 共産 | 民無ク | 主権 | 社会 | 花マル | 議決結果 |
|--------|---------------------------------------|---|----|----|----|-----|----|----|-----|------|
| | 新宿区理容師法施行条例及び新宿区美容師法施行条例の一部を改正する条例 | 理容所及び美容所の衛生水準を向上させるため、洗場に関する衛生上必要な措置の基準を定める。 1 洗場の構造について、上下水道の設備を設けることを義務付ける。 2 自動車に理容所及び美容所を開設する場合における洗場の構造の特例を定める。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| | 新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例の一部を改正する条例 | 「地方税法」の改正に伴い、延滞金の割合を引き下げる。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| | 新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 | 神宮外苑地区地区計画の都市計画決定に伴い、当該地区計画の区域内における建築物の用途・敷地面積・構造に関する制限について定めるとともに、建築物の容積率の算定方法を緩和するための改正を行うほか、規定を整備する。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| | 新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例 | 「東戸山幼稚園」を廃止する。 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| その他 | 区民ふれあいの森(A・Bゾーン)整備工事請負契約の変更について | 区民ふれあいの森(A・Bゾーン)整備工事請負契約の金額を変更する。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 人事の同意 | 新宿区教育委員会委員任命の同意について | 菊池俊之氏 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 同意 |
| 諮問(2件) | 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見の聴取について | 野尻信江氏、吉村誠氏 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 決定 |
| 条例の制定 | 新宿区国民年金保険料後納制度の利用に係る資金の貸付けに関する条例 | 高齢期における生活の安定に資するため、「国民年金保険料後納制度」を利用して納付するための資金の調達が困難な方への貸付制度を創設し、貸付限度額や償還期間等必要な事項を定める。 | × | × | ○ | × | × | × | ○ | 否決 |
| | 地方税財源の拡充に関する意見書 | 真の分権型社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、地方税財源の拡充を図る必要がある。 即ち、地方全体で巨額の財源不足が生じている中、先ずは国から地方への税源移譲を行うことなどにより、地方税財源の拡充を図ることが重要であり、平成20年度税制改正で導入された地方法人特別税及び地方法人特別譲与税のように、地方固有の税を地方間の財源調整に用いるような対応は、厳に慎まなければならない。 ところが、国や全国知事会における学識経験者の検討会等では、地方税である法人住民税の一部国税化といった、特別区を含む都市部の財源を狙い撃ちにするような案が議論されている。 新宿区には、急激に押し寄せる高齢化への対応や、高度成長期に全国に先駆けて建設された多くの公共施設が改築時期を迎えているなど、大都市特有の財政需要が存在しており、税収の多さのみに着目して、財政的に富裕であると断ずることは適当ではない。 限られた地方税による調整では、地方財政が直面している問題の根本的な解決にはつながらないものである。 よって、新宿区議会は、国会と政府に対して、限られた地方税源の中で財源調整を行うのではなく、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組むよう強く要請しました。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| | 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書 | ライフスタイルの多様化や少子高齢化により、若い世代の働き方や暮らし方が変化している。非正規労働者や共働き世帯が増えた今、若い世代が本来望んでいる仕事と生活の調和が崩れ、理想と現実のギャップに悩む人が少なくない。 中でも、働く貧困層といわれるワーキングプアから抜け出せずに結婚を諦めざるを得ない若者の増加や、仕事と子育ての両立に悩む女性の増加、正規雇用でありながら過酷な労働環境で働き続けることができない若年労働市場の実態など、今の若い世代を取り巻く問題は多岐にわたり、年々深刻さを増している。今こそ国を挙げて、若い世代が安心して就労できる環境等の整備が求められている。 よって国会と政府に対して、若い世代が仕事と生活の調和を保ち、安心して働き続けることができる社会の実現をめざし、一層の取り組みを進めるべく、以下の事項について適切に対策を講じるよう強く求めました。 1 世帯収入の増加に向けて、政労使による「賃金の配分に関するルール」作りを検討すること。 また、正規・非正規間の格差是正、子育て支援など、総合的な支援を行うとともに、最低賃金引き上げに向けた環境整備を進めること。 2 労働環境が悪いために早期に離職する若者も依然として多いことから、労働者に劣悪な労働環境下で仕事を強いる企業に対して、違法の疑いがある場合等の立入調査の実施や悪質な場合の企業名の公表などを検討し、対策を強化すること。 3 仕事や子育て等に関する行政サービスについて、若者支援策がより有効に実施・活用されるよう、利用率や認知度の実態を踏まえ、必要な運用の改善や相談窓口等の周知、浸透等に努めること。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |

| 議案名 | | 概要 | 自民 | 公明 | 共産 | 民無ク | 主権 | 社会 | 花マル | 議決結果 |
|-----------------------|---|---|----|----|----|-----|----|----|-----|------|
| 議員提出議案（7件） 意見書（6件） | 東日本大震災からの速やかな復興、福島再生を求める意見書 | <p>東北地方をはじめとする各地に甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から既に2年半以上が経過しようとしている。震災からの復旧・復興は、わが国が全力を挙げて取り組むべき最大の課題である。</p> <p>また、震災に伴う東京電力福島第一原発事故の発生により、未だに15万人近い福島県民の皆さんが住み慣れた自宅を離れ、避難を余儀なくされているという重い現実を忘れてはならない。まさに、福島の再生なくして日本の再生はない。</p> <p>こうした状況に鑑み、新宿区議会は国会と政府に対して、大震災からの復興、福島再生に今後とも全力で取り組むべきであり、特に以下の点に十分に留意した施策をすべくことを強く求めました。</p> <p>1 政府においてはより一層、十分な復興予算を確保し、復興庁を中心に現地の要望に寄り添ったきめ細やかな復興関連諸施策を進めることで、復興を更に加速させること。また、復興予算が被災地以外の事業に流用されないよう留意するとともに、資機材・燃料代の高騰や人材不足によって復興に遅れの出ることがないよう、最大限の注意を払うこと。復興特区、復興交付金の積極的な活用などにより、産業の再生、雇用の創出、インフラの早期復旧、町づくりや高台移転などを促進すること。</p> <p>2 事故原発の安全確保にはより一層、万全を期すとともに、除染の徹底、賠償の一層の迅速化、賠償請求期限の延長、住民の生活の再建・安定化を進めること。特に子どもたちへの健康調査を強化徹底し、母子避難者への支援、帰還支援などを進めること。</p> <p>3 被災地の産品に対する風評被害について、政府が各自治体や関連機関と密接に連携をとり、対策には特に万全を期すること。</p> | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| | 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書 | <p>地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要な喫緊の課題となっており、森林の持つ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。</p> <p>また、わが国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取組みを推進することとしている。</p> <p>このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、使途は、CO2排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。</p> <p>もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。</p> <p>しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。</p> <p>これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。</p> <p>よって、国会と政府に対して、自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じた譲与する仕組みの構築を強く求めました。</p> | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| | 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書 | <p>容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の3Rの優先順位に反して、リサイクル優先に偏っている。</p> <p>このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、環境によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装が未だに使われているのが社会の実態である。</p> <p>根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約8割が製品価格に内部化されていないことにある。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取組もうとするインセンティブ（誘因）が働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方について不公平感が高まっている。</p> <p>今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入をはじめとした事業者責任の強化が不可欠となっている。</p> <p>よって、新宿区議会は、我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、政府及び国に対し、容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めるよう容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く求めました。</p> | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |

| 議案名 | | 概要 | 自民 | 公明 | 共産 | 民無ク | 主権 | 社会 | 花マル | 議決結果 |
|-------------|-----------------------------|---|----|----|----|-----|----|----|-----|------|
| | 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書 | <p>青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的、かつ、深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機にさらされている。</p> <p>このような社会経済環境の中で、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている。また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加にあえいでいる。</p> <p>小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置は、都民の定住確保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的として昭和63年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。</p> <p>小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置は、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として平成14年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。</p> <p>商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置は、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として、平成17年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。</p> <p>この厳しい環境下におきましては、東京都独自の施策として定着している固定資産税及び都市計画税の軽減措置について廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は更に厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。</p> <p>よって、固定資産税及び都市計画税に係る、以下の軽減措置を平成26年度以後も継続するよう都へ要望しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |
| 委員会 提出議案 | 新宿区議会会議規則の一部を改正する規則 | <p>本会議の会議時間を変更する。</p> <p>変更前：「午後2時から午後5時まで」 → 変更後：「午前10時から午後5時まで」</p> | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 |